委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	農業委員会事務局
委託業務番号	令和5年度 長農委委第1号
委託業務名称	農地基本台帳システム保守業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所
業務の概要	本業務は農地関連業務に必要不可欠な、農地基本台帳システムを円滑に稼働させるため、システムの保守を委託するもの。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	506, 000円
契約の相手方	[所 在 地 又 は 住 所]大津市におの浜二丁目1番48号 におの浜森田ビル3
	[商 号 又 は 名 称]国際航業株式会社 滋賀営業所
契約相手方の 選 定 理 由	業務の委託内容は、システムのソフトウェアの基本保守業務であり、対象システムの保守がシステムの納入業者であり、システムを熟知している国際航業株式会社以外には難しく、その性質上競争入札には適さないため随意契約を交わす。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
根拠規定	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は 目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。